**○国土交通省告示第九百十二号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

荒木沢

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県下伊那郡阿南町字新野の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 点 | 北緯 | 東経 |
|---|---|---|
| 1 | 35°15′53.7543″ | 137°44′40.4929″ |
| 2 | 35°15′53.3979″ | 137°44′38.8636″ |
| 3 | 35°15′53.7165″ | 137°44′38.1752″ |
| 4 | 35°15′54.2548″ | 137°44′37.7750″ |
| 5 | 35°15′54.6270″ | 137°44′39.3211″ |
| 6 | 35°15′57.4377″ | 137°44′40.2057″ |
| 7 | 35°15′57.7244″ | 137°44′41.3024″ |
| 8 | 35°15′54.8543″ | 137°44′42.8405″ |
| 9 | 35°15′53.3405″ | 137°44′41.5273″ |

**○国土交通省告示第九百十三号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

荒沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二十六号を昭和二年内務省告示第五百四号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市丹勢

六一〇番四一　一号
六一〇番三八　二号
六一〇番三七　三号
六一〇番三五　四号
六一〇番三三　五号
六一〇番三一　六号及び七号
六一〇番二六　八号
六一〇番二五　九号
六一〇番二四　十号
六一〇番二二　十一号
六一〇番二一　十二号
六一〇番二一地先河川敷　十三号及び十四号

栃木県日光市久次良町

二五五番二地先河川敷　十五号
二五二番地先無番地　十六号から二十六号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱二十七号から四十号までを順次結んだ線及び標柱二十七号と四十号を昭和二年内務省告示第五百四号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市清滝安良沢町

一七三三番五　二十七号から四十号まで

ハ　次に掲げる土地に存する標柱四十一号から四十三号までを順次結んだ線及び標柱四十一号と四十三号を昭和二年内務省告示第五百四号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市清滝安良沢町

一七三三番五　四十一号から四十三号まで

**○国土交通省告示第九百十四号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小木場川

二　砂防法第二条の土地の表示

鹿児島県出水市武本字下小木場の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線、七点と八点を小木場川右岸官民地境界線に沿って結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点　北緯三一度〇〇分三三秒八八九四　東経一三〇度二一分〇二秒八二五〇
二点　北緯三一度〇〇分三三秒八三九七　東経一三〇度二一分〇三秒二七二〇
三点　北緯三一度〇〇分三三秒七三四六　東経一三〇度二一分〇三秒七四八五
四点　北緯三一度〇〇分三三秒六九〇二　東経一三〇度二一分〇三秒九二六
五点　北緯三一度〇〇分三三秒六〇三四　東経一三〇度二一分〇三秒九八五八
六点　北緯三一度〇〇分三三秒二三三八　東経一三〇度二一分〇四秒〇四四二
七点　北緯三一度〇〇分三二秒七九六三　東経一三〇度二一分〇四秒〇八三八
八点　北緯三一度〇〇分三三秒四三七五　東経一三〇度二一分〇二秒七三二八

**○国土交通省告示第九百十五号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中仙波二号沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県佐野市仙波町

字上町屋

一七九五番　一号
一七九五番地先無番地　二号
一七九八番　十号
一七九九番一　三号及び二十二号から二十四号まで
一七九九番一地先道路敷　四号及び五号
一七九九番一　六号
一七六五番三　七号及び八号
一七六六番　九号
一七六四番二　二十号及び二十一号
一八一八番三　二十五号
一七八六番　十一号
一七八三番一　十二号から十六号まで
一七八三番二　十七号
一七八二番二　十八号
一七八二番一　十九号

字寺川

字上ノ山

**○国土交通省告示第九百十六号**

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の九の規定により、同規則第十八条の六第二項第二号に掲げる事項について変更の届出があったので、同規則第十八条の十八第二号の規定により、公示する。

令和七年十月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

(一)　登録番号　34
(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称
一般社団法人ＡＬＣ協会
(三)　変更後の代表者の氏名　青野　義道
(四)　変更年月日　令和七年五月十五日

**○観光庁告示第九号**

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録したので、同法第十二条の二十八第一号の規定により公示する。

令和七年十月一日

観光庁長官　村田　茂樹

一　登録年月日　令和七年九月二十二日
二　登録番号　第八十一号
三　名称　一般社団法人川口市旅行観光協会
四　住所　埼玉県川口市本町三丁目四番三　二〇二号
五　代表者の氏名　今井　雅彦
六　研修業務を行う事務所の所在地　埼玉県川口市一丁目一番一号　キュポ・ラ七階
七　研修業務を行う事務所の名称　川口市立映像・情報メディアセンターメディアセブン
八　研修業務の開始日　令和七年十月一日

**○防衛省告示第二百二十六号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十月一日

日時　令和七年十月六日（予備、同月七日から同月十日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒